

清水町企業人材確保支援事業補助金

町では、人材確保に向けた新たな手段であるデジタル技術を用いて、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用した際の手数料を補助します。

補助金の交付対象事業者

- 町内に事業所を有し、営業を行っている事業所

補助対象経費・補助率

求人にあたり、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、仲介事業者に支払った利用料

- 補助金限度額:1事業者当たり5万円
- 補助率 :10/10

申請・交付の手順

補助金交付申請

必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②補助対象経費明細書
- ③利用料の支払いが分かる書類

補助金交付決定

申請書を審査し補助金交付を決定します

補助金の交付

指定口座に振り込みます

【問合せ先】

清水町役場商工観光課 商工観光係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116 E-mail:syoko@town.shimizu.hokkaido.jp